

○大和川右岸水防事務組合公印規則

制 定 昭 35. 8. 18 規則 2

最近改正 平 19. 3. 19 規則 1

(規定型式)

第 1 条 この組合において使用する公印の名称、ひな型、書体、寸法その他公印について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(公印の管理)

第 2 条 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう監守を厳重にするとともに、つねに鮮明にしておかなければならない。

(公印の名称ひな型等)

第 3 条 公印の名称、書体及び寸法は、別表第 1 のとおりとし、そのひな型は、別表第 2 のとおりとする。

(職務代理の場合の公印)

第 3 条の 2 管理者その他の職員に事故等があるため他の職員の職務代理者等となり、その職務を代理する場合の公印の使用については、その職務を代理される者の公印を使用するものとする。

(公印監守者)

第 4 条 公印監守の責に任ずるため、公印監守者を置く。

2 公印監守者は、別表第 1 のとおりとする。

(改刻、廃止)

第 5 条 事務局長は、公印を新調し、改刻し又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。ただし、議会議長、副議長及び常任委員会の公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、議長の同意を得なければならない。

(登 録)

第 6 条 事務局長は、公印台帳（別表第 3）を作成し、異動の都度必要事項を登録しておかなければならない。

(廃止公印の保存)

第7条 公印の監守者は、その使用を廃止した公印は10年間保存しなければならない。

(事故の届出)

第8条 公印の盗難、紛失等の事故があったときは、すみやかに管理者に報告しなければならない。公印に関し偽造等の事故があったときもまた同様とする。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際限に使用する公印は、この規則に基き作製した公印とみなす。

附 則 (昭42.9.23 規則2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭44.6.6 規則1)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭45.3.27 規則1)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭49.4.1 規則2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平19.3.19 規則1)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1

公 印 名 称	ひな型	書 体	寸 法	監 守 者
組 合 之 印	1	てん書	方 30	総務課長
管 理 者 之 印	2	同	方 25	同
会 計 管 理 者 印	3	同	方 21	会計管理者
議 会 之 印	4	同	方 30	総務課長
議 長 之 印	5	同	方 25	同
水 防 協 議 会 会 長 之 印	6	同	方 21	同
常 任 委 員 長 之 印	7	同	方 21	同
水 防 団 長 之 印	8	同	方 21	同
公 平 委 員 会 之 印	9	同	方 30	同
公 平 委 員 会 委 員 長 之 印	10	同	方 25	同
監 査 委 員 之 印	11	同	方 25	同
事 務 局 長 之 印	12	同	方 21	同
副 議 長 之 印	13	同	方 24	同

(注) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

別表第2

1

務	岸	大
組	水	和
合	防	川
印	事	右

2

合	水	大
管	防	和
理	事	川
者	務	右
印	組	岸

3

大	和	川	右	岸
水	防	事	務	組
合	計	管	理	者
印				

4

合	水	大
議	防	和
会	事	川
之	務	右
印	組	岸

5

合	水	大
議	防	和
会	事	川
議	務	右
長	組	岸
印		

6

会	合	水	大
会	水	防	和
長	防	事	川
之	協	務	右
印	議	組	岸

7

委	合	水	大
員	議	防	和
長	会	事	川
之	常	務	右
印	任	組	岸

8

水	水	大
防	防	和
団	事	川
長	務	右
印	組	岸

9

平	務	岸	大
委	組	水	和
員	合	防	川
会	公	事	右
印			

10

会	合	水	大
委	公	防	和
員	平	事	川
長	委	務	右
印	員	組	岸

11

查	務	岸	大
委	組	水	和
員	合	防	川
印	監	事	右

12

事	水	大
務	防	和
局	事	川
長	務	右
印	組	岸

13

副	組	水	大
議	合	防	和
長	議	事	川
之	議	務	右
印	会		岸

別表

第3号様式

表 面

公 印 台 帳			
印 影			
名 称			
ひな形 番 号		印 材	
寸 法	ミリメートル 径		
新 調 年月日	平成 年 月 日		
改刻廃止 年月日	平成 年 月 日		

裏 面

要 摘				
名 守 者				
監				
期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			